

# すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジリア宣言

山 田 晋

## 一 高齢化と国際社会

国際社会にあっても「高齢化」はなお大きな課題である。しかし社会の「高齢化」の何が問題なのかは、当該地域、国家、社会によって異なる。わが国では「高齢化」は「少子化」と共に語られ、年金問題は拠出者の負担を中心に議論され、高齢者の生活を破綻させる生活保護の老齢加算廃止は司法の場でも是とされた<sup>1)</sup>。他方、ラテンアメリカで「高齢化」が語られるとき問題となるのは、高齢者の貧困であり、虐待など直接的に人権にかかわる問題が前面に出てくる。

「高齢化」の課題にこたえるべき国際的な基準を制定するには、以上のような課題の多様性ゆえに困難をともなう。ここではラテンアメリカ・カリブ諸国が採択した高齢社会の社会・公共政策に関する「ブラジリア宣言」(La Declaración de Brasilia)を紹介する。四〇〇年にわたるスペインの植民地支配と、近代のアメリカ帝国主義的支配の結果ゆえに、現実的

政治と法との間には乖離はなお大きく存在するとはいえ、ラテンアメリカは世界人権宣言よりはやく一九四八年に「人権宣言」(正式には「人間の権利と義務に関するアメリカ宣言」(La Declaración Americana de Derechos y Obligaciones del Hombre))を採択した「先進」地域であるし、家庭内暴力に関して国際社会ではいち早く地域的国際条約を採択した実績<sup>(2)</sup>をもつ。「宣言」は条約と異なり法的拘束力が生じないとはいえ、高齢者の権利に関する地域的国際条約の採択を視野においての「宣言」採択と考えられており、「ブラジル宣言」を紹介する意義は決して小さくない<sup>(3)</sup>。

「ブラジル宣言」は、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (Economic Commission for the Latin America and the Caribbean ECLAC)<sup>(4)</sup> によって採択された。その意味では国家間の合意による国際的法的文書ではない。しかしECLACがこの地域に及ぼす影響を考えれば、「宣言」はフォローすべき対象である。

なお一九八八年に採択された米州機構の「経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約に対する追加議定書：サン・サルバドル議定書」(Protocolo Adicional a la Convención Americana sobre Derechos Humanos en materia de derechos economicos, sociales y culturales; "Protocolo de San Salvador") では一七条で「高齢者の保護」(Protección de los Ancianos) について規定している。

高齢化問題に関する国際社会の取り組みは、一九八二年の七月二六日から八月六日までウィーンで開催された「高齢者問題世界会議 (World Assembly on Aging)」をもって嚆矢とするといつてよい。「高齢者問題ウィーン国際行動計画」(Vienna International Plan of Action on Aging)<sup>(5)</sup> 「行動のための六二の勧告」が採択され、高齢化問題について国際的な文書が採択されるという流れができた。

このウィーンの会議の成果を検証するためその一〇年後の一九九一年の第四六回国連総会において、自立・参加・ケア・自己実現 (Self-fulfillment)・尊厳の五原則、とその原則を具体化した一八項目からなる「高齢者のための国連原則(決議46/91)」(United Nations Principles for Older Persons)が採択された。<sup>(5)</sup>

翌一九九二年、第四七回国連総会二〇〇一年にむけての高齢化に関する八つのグローバル・ターゲット、「高齢化に関する宣言」(Proclamation on Ageing; A/RES/47/5, 42nd plenary meeting, 16 October 1992)が採択された。さらに総会では一九九九年を「国際高齢者年」(the International Year of Older Person)とする決議が採択された。<sup>(6)</sup>

一九九五年には経済・社会・文化的権利委員会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights)により、国際人権規約に関する「一般的意見第六号」(General Comment 6, E/1996/22)が示された。「一般的意見第六号」は、国際人権規約が課す締約国の諸義務に関して、高齢者の特性を考慮した場合、各条文にどのような配慮を要するかについて述べる。男女平等の権利(三条)、労働関係の権利(六～八条)、社会保障(九条)、家族の保護(一〇条)、十分な生活水準に対する権利(一一条)、身体的および精神的健康に関する権利(一二条)、教育・文化に対する権利(一三～一五条)が取り上げられ、より詳細な指標が提示された。

一九九九年の国際高齢者年にあたり「すべての世代のための社会をめざして」(“A Society for All Aged”)「高齢者のための国連原則」を促進し、政策及び実際の計画・活動において具体化することを目的とした<sup>(7)</sup>が採択された。

ウィーン会議から二〇年間の進展の検証のため、二〇〇二年四月八日から一二日まで開催された、第二回高齢者問題世界会で「高齢化に関するマドリード国際行動計画」(Madrid International Plan of Action on Ageing)が採択された。

その後、ヨーロッパ、ラテンアメリカなどの地域において、マドリード行動計画を実施する方法が模索されることになる。

ラテンアメリカ・カリブ地域においては、二〇〇三年一月十九日～二二日チリの首都サンチャゴで「高齢化に関するマドリード国際行動計画のラテンアメリカ・カリブ諸国の実施の地域戦略に関する政府間会議」が開催され、「ラテンアメリカ・カリブ諸国におけるマドリード国際行動計画の実施の地域戦略」(La Estrategia regional de implementación para América Latina y el Caribe del Plan de Acción Internacional de Madrid sobre el Envejecimiento) が決定された。

「地域的戦略」はマドリード行動計画に盛り込まれた、「高齢者と開発」(Las Personas de Edad y El Desarrollo)、「高齢にいたるまでの健康と福祉の増進」(El Fomento de la Salud y El Bienestar en la Vejez)、「望ましい環境の整備」(Creación de un entorno propicio y favorable)と、この三つの課題について、ラテンアメリカ・カリブ諸国における取り組みの戦略(estrategia)を定めている。それぞれの課題につき、総合的な最終目標(meta general)と、その最終目標に向けての特定の目的(objetivos específicos)／行動のための勧告(recomendaciones para la acción)が挙げられている。そしてこれらの課題の実施についての戦略も規定されている。「高齢者と開発」については、「高齢者の基本的ニーズの充足と、社会及び開発における完全な包摂(plena inclusión)を促進する、高齢者の人権の保護と、経済的保障、社会参加(participación social)、教育の条件の創設」が最終目標とされる。この最終目標の達成のために、高齢者の人権の促進、ディーセントな雇用、識字訓練(alfabetización)へのアクセスの保障、フォーマルな労働市場への参入の促進、拠出・無拠出年金の範囲の拡大および改善、高齢者の組織形成の支持、生涯教育の機会とアクセスの平等な保障、などが設定される。ここでは識字訓練や、辺境地域・貧困地域(areas rurales, marginales, e indígenas)における「連帯に基づいた経済モデル」(el modelo de economía solidaria)の育成などに特色を見いだすことが出来る。

「高齢にいたるまでの健康と福祉の増進」に関しては、「高齢者のニーズに適合し、高齢者のより良いQOL(mejor cali-

dad de vida) を保障し、機能 (funcionalidad) と自立 (autonomia) を維持する、包括的な医療保健 (salud integrales) サービスへのアクセス」が最終目標とされる。この最終目標の達成のために、医療保健サービスに対する高齢者の普遍的適用範囲 (cobertura universal) の促進、包括的な医療保健サービスの構築、健康的な個人の行為とその環境の促進、介護サービスを利用している高齢者の権利保障のための法的枠組み、メカニズムの創設、人材育成、高齢者の健康状態の理解 (認識) の改善などが特定された目標となる。ここでは、医療、リハビリを含むサービスを受ける権利 (derecho) や人権保護のための監督制度、運営基準の設定などが注目される。

「望ましい環境の整備」(可能性をたかめる支援のある環境の創設) では、「高齢者は彼らの発展 (desarrollo) を強化し、高齢者の権利と義務を行使するのに貢献する、身体的・社会的・文化的環境を享受する」という最終目標のために、自立生活を可能とするための環境、高齢者のための社会的支援 (apoyo social) システムの有効性 (disponibilidad)、持続性 (sostenibilidad) そして適正さ (adecuación) の増加、高齢者に対するあらゆる形態の差別の禁止と不当な処遇 (maltrato) の廃絶、高齢期の肯定的なイメージの促進が目指される。ここでは家族によるケアを支援するシステム、高齢者住宅の全国的基準、公共交通機関、高齢者にやさしい公共空間、セルフマネジメント組織の創設と強化、などが注目される。特に住宅については、かなり踏み込んだ行動が勧告されている。

最後に「地域戦略」は、「地域戦略の実施とフォローアップ」(Aplicación y Seguimiento de la Estrategia Regional) の最終目標について、国家の特定の状況に応じて、この戦略の完全実施のために必要な行動をとることと、その適用のフォローアップ、評価、審査のためのメカニズムの構築を奨励する。

二〇〇六年三月二〇日～二四日、ウルグアイの首都モンテビデオで開催されたラテンアメリカ・カリブ経済委員会第三

一期総会で、委員会は報告書『社会的保護の将来を形成する：アクセス、財政、そして連帯』(La Protección Social de Cara al Futuro: Acceso, Financiamiento y Solidaridad)<sup>(7)</sup>を発表した。本報告書は三月二二日に会議に提出されたものであるが、ラテンアメリカ・カリブ諸国の社会政策の将来について、年金制度や医療制度などについての個別的な提案だけでなく、将来の発展の方向性についてもそれを示したという点で、極めて重要な意味をもつのであった。

報告書は一九九〇年代以降の社会保障改革が十分な成果を挙げてこなかったという反省にたち、今日、社会保障のイシューはあたらしいグローバルな秩序の下で、従来とは異なったアプローチが求められる「歴史的転換点」(inflexión histórica)に到達しているという<sup>(8)</sup>。それまでの社会保険制度を中心と考える連帯至上主義から、抛出・無抛出のバランスをとる「総合的な連帯」(solidaridad integral)が必要であるとする。そして社会保障は社会権 (derechos sociales) に裏打ちされたものでなければならず、そのため、新しい社会的協定 (pacto social) の形成が必要とされる。換言すれば、社会権に基礎をもつ (pasada en derechos social) アプローチである。また同時に、社会的保護の適用範囲を拡大し、サービスの質を改善するための資源の効果的な利用を確保することも必要となる。

報告書で提案された社会保障に関する新たな枠組みは、ラテンアメリカ・カリブ諸国で歓迎され、その後の議論は本報告書を出発点として進められるべきことが承認された<sup>(9)</sup>。ブラジリア宣言などで「権利に基づく」という文言が使用されたのは、本報告書の視点が採用されたことの証左である<sup>(10)</sup>。

二〇〇七年一月一九日から二一日、エルサルバドルの首都サン・サルバドルで「すべての世代のための社会の構築」(“Construyendo una sociedad para todas las edades”)というテーマを検討するために開催された「大統領夫人会議」(Primeras Damas, Esposas y Representantes de los Jefes de Estado y de Gobierno de las Américas)で「サン・サルバド

ル宣言」(La Declaración de San Salvador) が採択された。サン・サルバドル宣言は、それまでの国際文書や国際的合意をふまえた上で、ラテンアメリカ・カリブ諸国の特性を考慮した課題、目標を付け加えている。特に、従来の国際的文書に比べれば、家族の課題に言及している点などに特色がある。移民、出稼ぎによる家族の崩壊 (desintegración familiar) や、孫の世話をみる高齢者、一人暮らしの高齢者の問題などである。また高齢者のエイズ感染症や、高齢者の遺棄を中心とした高齢者の保護などにも言及している点に特色がある。

二〇〇七年二月第二回会議に向けて『戦略に関する実施報告書』(Informe sobre la aplicación de la Estrategia regional de implementación para América Latina y el Caribe del Plan de Acción Internacional de Madrid sobre Envejecimiento) が提出された<sup>11)</sup>。

報告書はラテンアメリカ・カリブ諸国の高齢化と社会政策に関する現状を概観した上で、高齢者の所得保障、医療改革、環境の問題について言及する。所得保障については、高齢者の大多数が公的年金のアクセスを欠いている点、医療についても医療費が高額でありアクセスが十分でない点、環境については、高齢者の差別や住宅に多数の問題があることを指摘する。そしてこれらを補うため、従来、国家は責任を機能していた家族が、人口高齢化などの人口構造の変化によって、変化してきており、家族に対する支援なしにはもはや割り当てられた機能を果たすことはできないとする。

これに対して、国家の責任の発露としての立法が挙げられる。高齢者の権利を保護し、他者との共存 (convivencia) の基本的視点を規定する法を立法することにより、国家は責任を充足する。しかしながらこの地域には、法律上 (de jure) と事実上 (de facto) のギャップが存在する。このギャップは、法を実効的たらしめるメカニズムの欠如に帰因する。また情報へのアクセスの欠如、財源確保についての規定のない諸立法、すなわち、実効可能性 (exigibilidad) を保障する公費

の不足にも帰因する。

第二に、高齢者の所得保障の問題について。適用範囲の狭隘さを克服する努力が行われている一方で、高齢者を、より雇用可能 (*empleabilidad*) にする努力や労働市場でより積極的な立場となるための支援が行われている点を評価する。第三に医療についても、介護や予防ケア、健康な習慣の促進にも力を注いでいる点が評価される。しかし健康保護には手つかず問題がある (医薬品へのアクセスや自己負担の増加など)。環境に関しては、構造的・社会的環境も重大な関心事である。社会的環境については、不当な処遇の予防、生涯学習、高齢者の結社などであり、構造的環境に関しては、障害を持つ人のアクセス権の改善、住宅問題、公共交通機関の問題である。

全ての世代の社会という視点からは、社会保護は、支援を必要とする人々同様、全ての人々に対しても、連帯 (*solidaridad*) と社会的統合 (*cohesion social*) という基本的目的を追求するものでなければならない。全ての人々、特に最も脆弱な人々に保護を与えることの国家の役割は、それらの基金の受給者だけでなく、家族にも利益を与え、そして将来の世代のための社会資本と経済的財を作り出す。効果的な社会的統合 (*integración social*) は多様なそして経済的なサービスへの平等のアクセスと、保護された権利に依存している。

所得保障に関しては、基礎年金制度を欠く諸国にあっては、貧困削減策が講じられなければならない。貧困の世代間移転の切断は、無拠出年金制度の存在する諸国ではより増加の傾向にある。

既にそのような政策が採用されている国にあっては、社会保障の普遍性 (*universalidad*) のような原則を考慮に入れて、給付の適用範囲の拡大に向けての作業が継続しなければならない。医療に関しては、特に「二重の疫学的負担」 (*doble carga epidemiológica*) を抱えている国は、この状況に明瞭に取り組むための保健政策が必要である。また全ての人口のた



めの平等の基礎に基づいたアクセスの機会を拡大することによって、医療制度における連帯を改善することも極めて重要である。環境に関しては、住宅の利用可能性や、基本的サービスへのアクセスの整備の進展が遅い国では、ミレニアム開発ゴール（MDG）で設定された飲料水と基礎的な衛生に対する持続可能なアクセスの増加の目標を達成する方向で一層、進展することが必要である。また加齢期を自宅で迎えられることを促進する条件整備や、家族によってなされる在宅ケアの支援の条件設定も必須のことといえる。

これらの全ての領域における進歩を形成する機会は、人口ボーナスの利点を活用する能力と密接に結びついている。ラテンアメリカ・カリブ諸国においては、人口構造の変化は、二一世紀の次の二〇三〇年の間、労働人口が比例的に増加するという状態で進行してゆく。つまり依存率はしばらくの間、減少する。したがってこの地域の国々のほとんどは、生産可能性（productive potential）を高め、人口移転の最終段階に対する準備をする機会をもっている。

ラテンアメリカ・カリブ諸国の社会的衡平（equidad social）を伴った持続的な発展を育成するための条件は、人口移転によって、生み出された積極的な可能性を活用する能力に横たわっているといえる。当地域は、緊急の課題として、社会的統合を傷つける不平等を縮小すると同時に、全ての人々を含むように社会政策を拡大し、その一方で、連帯のメカニズムを強化する方向へ進まなければならない。

以上のような経緯を経て、国連人口基金の協力を得て、国連ラテンアメリカ・カリブ諸国社会経済委員会は、二〇〇七年一月四日～六日にブラジル連邦の首都ブラジリアで「全ての世代のための社会に向けてと権利に基づいた社会的保護について」の会議を開催し、「ブラジリア宣言」を採択した。

その後、国連ラテンアメリカ・カリブ諸国経済委員会は、二〇〇八年六月一三日に「ブラジリア宣言」にも焦点をあてた「決議644・人口と発展：二〇〇八年～二〇一〇年の優先的行動」<sup>(12)</sup> (644XXXII) *Población y Desarrollo: Actividades Prioritarias para el Período 2008-2010*) を決議し、さらに同年九月一六日～一七日にブラジルのリオで第一回「ブラジリア宣言」フォローアップ会議を開催した。二〇〇九年五月二日・二三日にはアルゼンチンで第二回、二〇〇九年一〇月五日・六日には第三回「ブラジリア宣言」フォローアップ会議が開催された。

## 二 ブラジリア宣言の評価

ブラジリア宣言は既に述べたとおり法的拘束力を持つものではない。しかし今後のラテンアメリカ・カリブ地域の社会保障・社会政策に大きな影響を及ぼすことは予想に難くない。

第一に権利に基づく・あるいは「権利を核とした」(Centrado en derechos) 社会的保護の方向性を明確に打ち出した点は、注目に値する。

これまでラテンアメリカ・カリブ地域の社会保障・社会政策は、法的な根拠によって実施されているというよりは、予算措置による「プログラム」の性格が強かった。例えばメキシコ合州国の「条件付き所得保障」(the conditional cash transfer scheme CCT; “programa de transferencia monetaria condicionada”; “transferencias en efectivo condicionadas”) である「オポルトゥニダデス」(“Oportunidades”) である。<sup>(13)</sup> メキシコの場合、大統領ごとに多くの社会政策が改廃され、「六年周期」と揶揄される。メキシコのみならず、ラテンアメリカ・カリブ地域では大統領のイニシアチブで社会政策を実施した場合、大統領再任禁止条項の関係で貧困対策の成果が出る前に政権を追われる例も多い。また大統領の焦燥が、時として

反対派の強い反発を招くこともある。ホンジュラス、パラグアイの例が耳目に新しい。<sup>14)</sup>

今後は権利に基づいた制度・政策により、より安定した社会的保護が実現してゆき（例えば「受給権」）、さらには『社会的保護の将来を形成する』で言及されたような新たな社会政策の「協定」が課題になろう。

第二に、所得保障の関係では、抛出・無抛出のバランスをとったアプローチに言及した点である。わが国では「社会保険の優位性」の主張が有力であるが、地球規模で考えれば、社会保険という「道具」が社会保障の目的に有効なのは極めて限定された地域のみである。ILOも二〇一二年の勧告採択などを見るに、近年は社会保障における社会保険単独至上主義を見直したように見える。<sup>16)</sup>

第三に、本宣言では、いわゆる社会福祉サービスについての言及がやや薄いように思われる。

ラテンアメリカ諸国では「社会福祉サービス」を独立した領域として取扱うことは稀れである。一つには福祉的支援のニーズが未だ顕在化していない（ラインフォーマルな支援で対応している）ということもあろう。またメキシコに典型例を見出し得るが、ラテンアメリカ諸国では一般的に、社会保険運営機構（Institucion）が加入者のための食堂から保育所に至るまで様々な福祉・厚生事業をその活動範囲にふくんでいるため、「社会福祉サービス」は社会保険の機構に埋没しているという事情もあろう。

しかし社会保険の適用が極めて狭く、ラテンアメリカ・カリブ諸国の全人口の概ね二〇％程度のみにとどまるという実態を考えれば、高齢者福祉サービスの開始、拡充は喫緊の課題であろう。

（1） 老齡加算の廃止につき、最高裁判所は合憲であると判決した。平成二四年四月二日最高裁二小判・判例タイムズ一三七一号八

すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジリア宣言（山田）

九一三（三四七）

九頁、平成二四年二月二八日最高裁三小判・判例タイムズ一三六九号一〇一頁など。

- (2) 一九九四年に米州機構 (la Organización de Estados Americanos OES) は、「女性に対する暴力の防止、処罰および根絶に関する米州条約」(Convención Interamericana para Prevenir, Sancionar y Erradicar la Violencia contra la Mujer) (ベレン・ド・パラ条約 (Convención de Belém do Pará)) を採択した。山田晋「女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約」(ベレン・ド・パラ条約) (明治学院大学論叢) 『社会学・社会福祉学研究』一三七号 (二〇一二年) 一一一～一二七頁、参照。なお本澤巳代子「虐待・暴力法制の各国比較からみえた課題」、金川めぐみ「虐待・暴力に関する国際基準からの考察」、ともに日本社会保障法学会編『社会保障法26号 虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革』法律文化社 (二〇一一年) 所収、参照。
- (3) 将来の当該問題に関する国際条約の締結を視野におき一般的規範の創設をめざす決議 (国際法生成促進決議) はある意味で「あるべき姿の法 (de lege ferenda)」を表明し、国際法的に無意味なわけではないと指摘される。杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣 (二〇〇八年) 七九頁、参照。
- (4) ECLAC については植木靖「国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)」『アジア経済』四九巻三号 (二〇〇八年) 六八頁以下、参照。
- (5) General Assembly, 16 December 1991, Resolution 46/91 Implementation of the International Plan of Action on Ageing and related activities, A/RES/46/91.
- (6) General Assembly, 16 December 1992, Resolution 47/5 Proclamation on Ageing, A/RES/47/5.
- (7) Comisión Económica para América Latina y el Caribe, La Protección Social de Cara al Futuro: Acceso, Financiamiento y Solidaridad CEPAL, 2006, LC/G.2294 (SES.31/3).
- (8) p. 11.
- (9) Comisión en la Resolución 626 (XXXI) de 2006; 626 (XXXI) Resolución de Montevideo sobre La Protección Social de Cara al Futuro: Acceso, Financiamiento y Solidaridad.
- (10) 一九九〇年代の社会保障改革の「反省」の象徴は、会期中、バチエーレ (Michel Bachellet) ・チリ共和国大統領 (当時) が会議

を訪問し、本報告書の提案を全面的に支持したことであろう。周知のごとく、チリは一九八〇年代にピノチエト將軍のジェノサイド政権と世界銀行により、公的年金の全面民営化がなされた。世界銀行にいわせれば「社会保障改革の優等生」であったのである。

- (11) IC/L. 2749 (CRE/2)
- (12) Resolución (644XXXII): Población y Desarrollo: Actividades Prioritarias para el Periodo 2008-2010.
- (13) 山田晋「メキシコにおける貧困政策：“Oportunidades”について—〈新しい社会扶助〉?」『社会学・社会福祉学研究』一三二号（二〇一〇年）五一〜八二頁、参照。
- (14) 山田晋「ラテンアメリカ社会政策の今日的展開」『世界の労働』五九卷九号（二〇〇九年）、五四〜五七頁、参照。二〇〇九年六月にホンジュラスではホセ・マヌエル・セラヤ (Jose Manuel Zelaya) 大統領が国外追放され、二〇一二年八月にはパラグアイのフェルナンド・ルーゴ (Fernando Armindo Lugo Méndez) 大統領が弾劾された。ともに背後にアメリカ政府の策動があったとされる。
- (15) 河野正輝・良永彌太郎・阿部和光・石橋敏郎編『社会保険改革の法理と将来像』法律文化社（二〇一〇年）「なお本書の短評として山田晋」この一冊 河野正輝・良永彌太郎・阿部和光・石橋敏郎編『社会保険改革の法理と将来像』『週刊・社会保障』二六〇一号（二〇一〇年）、二二六頁、参照。菊池馨実編『社会保険の法原理』法律文化社（二〇一二年）、など。
- (16) 山田晋「ソーシャルプロテクション・フロアー：新しい国際機関共働型国際社会政策について」『週刊・社会保障』二五九五号（二〇一〇年）、四四〜四九頁、同「社会的保護に関するILO勧告とソーシャル・プロテクション・フロアー」『週刊・社会保障』二六五〇号（二〇一一年）五〇〜五五頁、参照。

すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジリア宣言（山田）

ブラジリア宣言 (Declaración de Brasilia)

Segunda Conferencia regional intergubernamental sobre envejecimiento en América Latina y el Caribe: hacia una sociedad para todas las edades y de protección social basada en derechos.  
Brasilia, 4 al 6 de diciembre de 2007.

われわれ、ラテンアメリカ・カリブ諸国の高齢化に関する第2回地域国会議：「すべての世代のための社会と、権利に基づく社会的保護へ向けて」(Conferencia regional intergubernamental sobre envejecimiento en América Latina y el Caribe: hacia una sociedad para todas las edades y de protección social basada en derechos)における参加国の代表は、二〇〇七年一月四日～六日にブラジリアに結集し、

「高齢化に関するマドリード国際行動計画」のラテンアメリカ・カリブ諸国における実施の『地域的戦略』(La Estrategia regional de implementación para América Latina y el Caribe del Plan de Acción Internacional de Madrid sobre el Envejecimiento)の適用するにあたっての、将来の優先順位を決定し、そして、人口の高齢化により与えられた機会と挑戦に対応し、そして「すべての世代のための社会」を構築するという目的を持ち、

本文書において課された規定同様、高齢者の特別のニーズを考慮に入れて、その法的枠組みに従って、社会サービスと

基本的な保健衛生を構築し拡大すること、そしてそれらに対してアクセスを容易にすることについての政府の責任を強調し、

地域政策の主要な三つの領域―すなわち、高齢者と開発、高齢者の保健と福祉、そして優しく好ましい環境 (entornos propicios y favorables) について、地方、国家、準地域、地域的というすべてのレベルにおいて施策を採用するという確固たる決定とともに、

高齢化は人類の主要な達成であるということ、ラテンアメリカ・カリブ諸国では人口は不均等に高齢化していること、そして、ある国々ではその進行は他の国々より、より進んでおり、その結果、人口の高齢化による構造の変化に対する国家の対策の適用の条件において多様であるということを認識し、

この側面での人口の構造的変化は、社会と公共政策においては深い影響を持つということ、そして高齢化にはすべての世代の人権と基本的自由の効果的な行使の要求を増大させるということを考慮し…

性と、国ごとあるいは地域の中での状況と達成はなお著しく多様であるとはいえ、高齢化の挑戦に立ち向かうために、高齢者の生活条件を改善するための法規、政策、プログラム、計画、そして社会サービスの創設と実施についてある国々は前進しているということを強調し、そして、二〇〇三年に関して、そこにはこの課題について公共政策の新しいくぼみ

(nichos)と、より多くの参加 (intervenciones) が存在するということを強調し：

高齢者の権利の実施の隔たりは維持され、多くの高齢者は社会保障、保健衛生、あるいは社会サービスの享受になお到達してはいないとはいえ、近時、高齢者の権利に対する国家の関心は増大しており、保護の法規的枠組みの創設へと転換してきたということを強調し：

人口の高齢化は、現在の高齢者世代のみに限定される問題ではないということとは不可避のことであり、社会の構造をより共生的 (inclusivas)、包括的 (cohesionadas) 民主的な方向に進め、そして年齢に関するあらゆる形態の差別を拒否し、世代間の連帯のメカニズムを強調することは重要であるということをおわれわれは力説し：

高齢化は障害や依存を生み出し、それらに対する包括的なケア・サービスを必要とするということを考慮し：

国連とその専門機関は、このテーマを特別に強調し、加齢と結びついた危険に直面する人を保護するため、社会的保護の適用範囲 (cobertura) とその質の向上 (ampliacion) を強調してきたことを認め、また、全ての市民は開発の動態 (la dinámica del desarrollo) に包摂され、そして開発が振興した福祉 (bienestar) を享受することができるということが暗示されるので、人権の資格はその主体が事実上社会の一員であるということをおわれわれは認識し：



高齢化を開発の課題に組み入れようとし、そして専門的な、技術研究、政府に対する技術的支援を強化する機会を推し進めようとするこの地域の諸国を支援する点で、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会の人口部局であるラテンアメリカ・カリブ人口研究所 (el Centro Latinoamericano y Caribeño de Demografía - CELADE) の指揮のもとに国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会が実行した体系的な作業をわれわれは認め、国連人口基金、パンアメリカ保健機構 (la Organización Panamericana de la Salud - OPS)、国際労働機関、ラテンアメリカ開発銀行、またイペロアメリカ政府間技術協力ネットワーク (la Red Intergubernamental Iberoamericana de Cooperación Técnica - RIICOTEC)、イペロアメリカ社会保障機構 (la Organización Iberoamericana de Seguridad Social - OISS) にも感謝の意を表する：

「すべての世代のための社会の構築」(“Construyendo una sociedad para todas las edades”) というテーマを検討するために開催された第一五回「アメリカ大陸の国家・政府の長の夫人・配偶者・代表会議」(Primeras Damas, Esposas y Representantes de los Jefes de Estado y de Gobierno de las Américas) で承認された「サン・サルバドル宣言」(la Declaración de San Salvador) を記録にとどめ：

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会事務局によって入念に作成された、『高齢化に関するマドリッド国際行動計画』に関するラテンアメリカ・カリブ諸国におけるの実施ための地域的政策の適用に関する報告書<sup>①</sup>を検証してきて：

(一) LC/L. 2749 (CRE. 2/3).

すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジリア宣言 (山田)

一、全ての高齢者の人権と基本的自由を促進し保護し、あらゆる形態の差別と暴力の廃絶に努め、そしてその権利の効果的な行使のための高齢者の保護制度を創設する努力を惜しまないという合意を確認する…

二、人口構造の推移―特に人口高齢化の速度に関してとその経済的、保健的、社会的、文化的重要性を認識するために、政府間、国連システム内、国際協力、そして南―南協力、市民組織―とくに高齢者の組織―、そして民間部門における対話と政策的な連携を促進する…

三、国家の経済発展や社会発展についてのみならず、特に移民自身、その家族、共同体、そして社会に対する移民の流出がもたらすインパクトについて特別の注意を払いながら、母国、経由国、そして目的地国の地域社会の高齢化の変化(dinamica) に対する、移民のもたらす効果について、広範にそして全面的に検証をすることの重要性を強調する…

四、障害をもつ高齢者に対する処遇、ケア、リハビリテーション、そして支援のサービスへの利用機会の権利を改善するための予防的施策と医療的処遇の実現を提案する…

五、予防、治療、看護、支援のサービスへのアクセスについてと、エイズ患者に対するステイグマと差別から自由である、より肯定的な環境の創設する点についての提唱者としての役割(papel) だけでなく、それは感染症に苦しむ家族の構成員へのケアにおける家族の価値ある貢献に関しての両方の点で、高齢者に対するエイズの影響を考慮にいれる…

六、高齢者の必要性や経験を考慮に入れる全ての政策やプログラムについて、ジェンダーの視点を組み込むことを積極的に援助する…

七、公共政策とプログラムのすべての領域に高齢化の主題を組み込み、ひとつの優先順位を与えるという合意と経済的狀態、社会状況、あるいは自然災害や強制移転 (*desplazamiento forzado*) といった緊急の人道状況 (*situaciones de emergencia humanitaria*) からみて、最も脆弱な人々に対して割り当てられる政策とプログラムにおいて、都市地域と農村を識別しながら、世代間、ジェンダー、人種、民族の視点を認識しながら、実践についての適切なフォローアップと評価を達成するために、人的資源、物資、資金を割り当て確保するという合意を再確認する…

八、さまざまな領域における人間の行為 (*quehacer humano*) と公共政策において人口の高齢化の問題に取り組むため、国際協力と南—南協力のみならず、国家的そして国際的な能力を強化する必要性を認識する…

九、高齢化の課題について十分に情報を与えられた意思決定と、高齢人口の人口学 (*demograficos*) 的そして社会経済学的輪郭 (*perfiles*) の精緻化 (*elaboracion*) を容易にするために、調査、研究がなされるべきことを提言する。そのことによりわれわれは、人権の実施におけるへだたりと開発の完璧な享受のための方法とを特定し、完全に効果的な高齢者の参加のための手段 (*medios*) を特定することが可能となるのである…

一〇、より大きな連帯をわれわれの社会的保護のシステムに組み入れるための施策を採用するだけでなく、抛出制であれ無抛出制であれ、年金の保障範囲を増幅し改善するための全ての努力を行うことを決意し…

一一、高齢者を尊厳あるものとし、かつ稼得的なものとすることを促進する、クレジットへの援助 (apoyos crediticios)、研修、商品化プログラム (programas de comercialización) を配置し遂行しながら、すべての高齢者に対して、国際労働機関の基準に合致した「ディセント・ワーク」(el trabajo digno) を奨励する…

一二、それぞれの国の公共政策に従って、包括的で適切で良質の保健衛生のサービスに対する公平なアクセスを推進すること、そして高齢者が継続的に使用する基本的な医薬品に対するアクセスを促進する必要性を勧告する…

一三、高齢者が家族と同居している場合であれ、長期のサービスを利用している場合であれ高齢者の人権と基本的自由を保護するための、そして、高齢者に対する濫用、遺棄、ネグレクト、虐待・いじめそして暴力を予防する法律とプログラムの制定とその実施を容易にするための法の枠組みと監督のメカニズムを創設することを提案する…

一四、高齢者の人権と基本的自由の完全な尊重 (absoluto respeto) を伴い、高齢者に対するケアが意義深い連帯的な人間関係 (una relación humana solidaria) と最重要性 (gran significación) のもとで提供されるということを確保するため、内的資源 (recursos internos) を動員しながら、高齢者を総体的に (en forma integral) ケアし理解するために、人

間的な行動 (La práctica de la humanización) を提案する：

一五、高齢者の家族に支え (apoyo) が存在し、高齢者によって要求される精神的支援に従って、身体的、心理的症状をコントロールする緩和的な方法を必要とする苦痛について、関係する専門家が十分に敏感でありその能力がある場合、終末期の局面の病気に苦しむ高齢者の苦痛を軽減するために、緩和ケア (cuidados paliativos) が提供されることを勧告する。

一六、公共空間のアクセス可能性を改善するための、そして高齢者によって構成される多世代家庭や単身家庭の必要性に住宅を適合させるための、そしてケアの実践の点で、家族—特に女性—に対して支援する手段を伴って、自宅における加齢を容易にするために、自発的な実践行為における調整 (la puesta en práctica de iniciativas) を奨励する。

一七、高齢化に関して地域のレベルで国連によって実施されている活動を強化するための対策をタイミングよく採用することを、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会事務局長 (Secretario Ejecutivo) に対して要請し、そしてこの点で諸国が実現する努力を促進し強化するため、高齢化に関してと公共政策に関しての情報、調査、訓練に関する技術的支援を提供することを委員会に対して請願する。同様に、「高齢者に関するマドリード国際行動計画」についてのラテンアメリカ・カリブ諸国での地域政策の適用について、この地域での進展を検証するために、われわれは委員会を招聘する。そして、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会の会議期間中に人口問題についての特別委員会のセッションを提供する

すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジリア宣言 (山田)

九三三 (三五七)

ことを要請する…

一八、全生涯にわたり、そして全ての水準で、継続的なそして恒久的な教育へのアクセスを押し進める…

一九、その国で若者が保健衛生に関連する職に就き、その地方の保健衛生の仕事からの脱退を減少させることを奨励するため、社会老人学 (gerontology social) や老人病学 (geriatrics) の業務のサービス運営に関する、その地域の大学における学士課程 (学部) や修士課程のプログラムの創設を支援する…

二〇、人口、高齢化そして開発に関する学術研究機関、学会、協力 (cooperation) ネットワーク (redes) に対して、課題についての詳細な・多様な・そして専門的な研究を実現すること、そして同様に、高齢化に関しての調査と研修を強化するために、研究と討論の集会を組織し、調査と、この分野における人的資源 (recursos humanos) の訓練のための支援センターを創設することを切望する…

二一、政策の決定、実施、フォローアップ (seguimiento) の過程に高齢者の参加 (incorporacion) を勧告する…

二二、次の五年間に、国連によって計画されている活動や会議への高齢者の参加を求める…

二三、各国が（ラテンアメリカの）『地域戦略』の諒解（*compromisos*）を適用することを援助するための措置の一部として、その政策やプロジェクトに関して高齢者を考慮に入れることを国際協力の機構に対して請願する…

二四、ミレニウム宣言（*Declaración del Milenio*）を含む、国際的に検討された開発の目標の達成のための現在の努力（*esfuerzos*）に、高齢者を考慮に入れることを勧告する…

二五、高齢者の人権の促進と保護に責任を負った特別の委員会報告者（*relator*）を任命する可能性を検討することを、国連人権理事会の構成国に請願することを決定する…

二六、国連の枠組で高齢者の人権についての、条約の作成を推進するために、われわれの政府と適切な協議を実現することを義務とする…

二七、高齢者の権利の平等と行使についての共有された観点（*visión compartida*）をもったわれわれの合意に賛同する、全ての国と社会の領域の人々を、個人または組織の資格で招聘する…

二八、このブラジルア宣言は、二〇〇八年の二月に開催された国連社会経済理事会の社会開発委員会の第四六会期へのラテンアメリカ・カリブ諸国の貢献（*contribución*）であることに合意する…

すべての世代のための社会と権利に基づく社会的保護に関するブラジルア宣言（山田）

〔資料〕

修道法学 三五卷 二号

九二六 (三六〇)

二九、ラテンアメリカ・カリブ諸国の高齢化に関する第二回地域国会議を開催されたブラジル政府に感謝の意を表する…